



平成 23 年 12 月 9 日

各 位

会社名 株式会社 学 情  
代表者名 代表取締役社長 中井 清和  
(コード番号 2301 東証第一部)  
問合せ先 管理部ゼネラルマネージャー  
瀬川 哲矢  
(06-6346-6830)

## 取締役に対する株式報酬型ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 12 月 9 日開催の当社取締役会において、「取締役に対する株式報酬型ストックオプションのための報酬等の額及び内容決定の件」についての議案を平成 24 年 1 月 20 日開催予定の当社第 34 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

### 記

#### （株式報酬型ストックオプションを導入する理由）

当社は、経営改革の一環として役員報酬制度の見直しを行いました結果、年功的要素が強く会社業績と関連性の薄い退職慰労金制度の廃止を平成 19 年 12 月 12 日開催の取締役会において決議し、平成 20 年 1 月 25 日開催の第 30 期定時株主総会の終結の時をもって退職慰労金の積み上げを停止しました。

この度、取締役については中長期的な業績向上へのインセンティブを高めることを目的として、その役割に応じて当社株式の価値と連動する株式報酬型ストックオプションを付与することにいたしました。

#### （議案の内容）

平成 13 年 1 月 26 日開催の第 23 期定時株主総会において年額 300 百万円以内と承認された取締役の報酬等の額の枠内にて、当社の取締役に対するストックオプションとしての新株予約権を年額 30 百万円以内で発行することといたします。この新株予約権は、行使に際して払い込まれる 1 株当たりの金銭の額を 1 円とする新株予約権を用いた株式報酬型ストックオプションであります。

本議案による新株予約権は、その付与に際して公正価額として定める払込金額の払込に代えて、本議案によるストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等に基づく取締役の報酬債権をもって相殺する方法により、払い込みがなされることを想定しております。

#### I. 株式報酬型ストックオプションとしての報酬等の額

株式報酬型ストックオプションとして当社取締役に支払う報酬等の額は年額 30 百万円以内とし、株主総会における本議案の承認可決後は、毎年、この金額の範囲内で、当社取締役会の決議により株式報酬型ストックオプションのための新株予約権を発行することといたします。

#### II. 株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の内容

取締役に対して株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の内容は、次のとおりであります。

##### 1. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とする。

新株予約権の目的である株式の各事業年度の総数は 200,000 株とする。

新株予約権 1 個当たりの新株予約権の目的となる株式の数は 100 株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらに準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める調整を行うことができるものとする。

2. 新株予約権の総数

各事業年度における取締役に対して割り当てる新株予約権の数は2,000個を上限とする。

3. 新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割り当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価額を基準とする。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権の行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から20年間以内の範囲で、当社取締役会において定める期間とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

7. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り新株予約権を一括してのみ行使することができる。

(2) その他の新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定める。

8. 新株予約権のその他の内容

新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定める。

以上